

10 食育ピクトグラム及び食育マーク

★生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進



共食



朝食欠食の改善



栄養バランスの良い食事



生活習慣病の予防



歯や口腔の健康



食の安全



災害への備え

★持続可能な食を支える食育の推進



環境への配慮(調和)



地産地消の推進



農林漁業体験



日本の食文化の継承



★食育の推進

食育マーク



活用される場面

小売店での店頭 学校の教育現場 食育を行う際の啓発資材 商品の包装への印刷等

食育ピクトグラム及び食育マークは、利用規約を守っていただければ自由に使用できます。使用料は無料です。

●食育ピクトグラム及び食育マーク

<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>



III 農林水産省における食育の取組

11 従業員等の健康に配慮した企業の食育推進事例集

- 令和2年3月、農林水産省は、従業員等の健康管理に配慮した企業のうち、先進的かつ積極的に食育を推進する取組に焦点を当てた基礎情報を収集し、事例集を作成
- これから従業員等の食育に取り組もうとする企業のきっかけや、既に食育を推進している企業の更なる展開のための参考として活用されることを期待
- 第4次食育推進基本計画においても、従業員等が健康であることは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に企業の業績向上につながると期待されていることから、職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進することとしている。



従業員等の健康に配慮した企業の食育推進事例集

【紹介企業の一例】

- 株式会社日比野設計
子育てしやすい環境づくり、自分や家族との時間の確保といった観点から、夜型勤務から朝型勤務への転換を促すため、社内レストランで朝食と昼食の無料提供を実施。可能な限り地元の食材を使用した食事を提供。
- 味の素株式会社
スマートフォンやパソコンで、「運動」「食事」「睡眠」「気分」の4軸で健康状態が可視化された健康アドバイスアプリ「カラダかわるNavi」を利用し、AIによるアドバイスなどが可能に。



午前8時からビュッフェスタイルで朝食を提供



アプリを活用した「健康チャレンジキャンペーン」

- 企業の食育推進事例集(農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kigyo/jirei.html>



III 農林水産省における食育の取組

12 子供食堂と連携した地域における食育の推進

- 子供が一人でも来られる無料又は安価で食事を提供する子供食堂は、子供にとって食卓を囲み食事を共にする貴重な場であるとともに、地域コミュニティの中での子供の居場所となっている。農林水産省では、地方公共団体や地域における食育関係者が、食育推進の観点から、子供食堂の活動の意義を理解し、適切な連携が図られるよう、子供食堂と連携した地域における食育の推進に関連する情報を整理し、ホームページで公表
- 平成29年度には、子供食堂の現状・課題、地域との連携状況を取りまとめるとともに、地域と子供食堂が連携している具体的な事例を、課題や食育の取組ごとに整理した事例集を作成

農林水産省

English ホームサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google カスタム検索 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 食と農林水産省について知る。考えよう(食育の推進) > 子供食堂と連携した地域における食育の推進

子供食堂と連携した地域における食育の推進

- 「子供食堂」とは? -

近年、地域住民等による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事や温かな回らんを提供する子供食堂等が広まっており、家庭における共食が難しい子供たちに対し、共食の機会を提供する取組が増えています。

-食育の推進という観点から見た子供食堂の意義について-

子供食堂の活動は様々ですが、親子で参加する場合も含め、

(a)子供にとっての貴重な共食の機会の確保

(b)地域コミュニティの中での子供の居場所を提供

等の積極的な意義が認められます。

-地域と子供食堂の連携の必要性-

地方自治体は、地域住民、関係機関、関係団体・NPO等と適切に連携して、地域における食育を推進する役割を担っています。

地方自治体が、子供食堂を、そうした連携先の一つとして位置づけ、連携を深める中で、子供食堂の取組に地域ぐるみで協力し、子供食堂の活動遂行に役立つような環境整備を行うことが期待されます。

なお、国や地方自治体は、子供食堂の多くが民間のNPOや個人の善意に基づき、発足、運営されていることに十分留意し、子供食堂の自主的・自発的な取組を最大限尊重し、個人やNPOの善意で行われている子供食堂の活動の趣旨を理解することが

子供食堂と連携した地域における食育の推進



子供食堂と地域が連携して
進める食育活動事例集
～地域との連携で食育の環
が広がっています～

- 子供食堂と連携した地域における食育の推進
(農林水産省ホームページ)



<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.html>

III 農林水産省における食育の取組

13 わかりやすく、実行性の高い「日本型食生活」の推進

- 第4次食育推進基本計画を踏まえ、生活習慣病の予防、健康な次世代の育成の観点から、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進する。内容やメリット等をわかりやすく周知し、誰もが気軽に取り組めるよう推進する。
- 食生活の現状を踏まえ、国民各層が理解しやすく、かつ、実行性が高いものとなるよう推進していく必要がある。



ごはんを中心とした 「日本型食生活」のススメ

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせ、栄養バランスに優れた食生活です。

- ① 「日本型食生活」を一食、一日単位ではなくとも、数日から一週間の中で組み立てる。
- ② 日本の気候風土に適した多様性のある食として、地域や日本各地で生産される豊かな食材も用い、健康的で栄養バランスにも優れている。
- ③ 「日本型食生活」の要素は、ごはんと汁にバラエティのあるおかずを組み合わせた「和食」の基本形と言うべきものである。ごはんには麦や雑穀を加えてもよいし、汁にも様々な具を使うことが可能であり、おかずはハンバーグ、野菜、乳製品など様々なものを取り入れることが可能である。
- ④ ごはんと組み合わせる主菜、副菜などは、家庭での調理のみを前提とせず、中食、冷凍食品、レトルト食品、合わせ調味料などの活用や外食との組み合わせも可能である。

(平成27年3月 今後の食育推進施策について(最終とりまとめ)より)

ごはんをベースに中食を組み合わせた日本型食生活の例



●「日本型食生活のススメ」(農林水産省ホームページ)
http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/nihon_gata.html



III 農林水産省における食育の取組

14 農林漁業体験（教育ファーム）を通じた食育の推進

- 「食」に関する関心や理解を増進するとともに、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めるため、教育ファーム等農林漁業体験の機会の提供を積極的に推進
- 食や農林水産物の重要性の理解を通じて国産農林水産物のサポーター増加につなげる

教育ファームとは・・・

自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、農業者団体等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組

「期待される効果」

- ・ 生産者と消費者との信頼関係の構築
- ・ 食と農林水産物への理解
- ・ 食品の安全性への理解
- ・ 食品ロスの発生抑制 等

→ 国産農林水産物のサポーター増につなげる

食育基本法(平成17年法律第63号)
第3条、第23条関係

○農林漁業体験の取組事例

株式会社須藤牧場（千葉県）

牧場の中にある野外劇場で、年に1度野外劇を上演。酪農家が自身の経験を活かした「命・食」にまつわる脚本を書き、地域の子供や大人たちが演じる。

観劇後に酪農体験を実施することで、より強く「命・食」への意識を高めるよう工夫。

(第6回 食育活動表彰 消費・安全局長賞)



酪農体験

農業法人株式会社オルタナティブファーム宮古（沖縄県）

一般観光客や団体向けに、宮古島の畑で実施する食育プログラムを通年開催。

食育プログラムに参加し、五感を通じて食材への理解と感謝の気持ちを育み、食生活に対する関心の向上につなげている。

(第6回 食育活動表彰 消費・安全局長賞)



サトウキビの収穫

●農林漁業体験の推進(農林水産省ホームページ)

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/s_edufarm/index3.html



III 農林水産省における食育の取組

15 地産地消の推進

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組
食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農林水産業の6次産業化につながるもの

取組の具体例



直売所での地場農林水産物の直接販売



地場農林水産物を活用した加工品の開発



学校給食や社員食堂での地場農林水産物の利用



地域の消費者との交流・体験活動

取組の効果例

○「生産者」と「消費者」の結びつきの強化

- ・消費者にとっては、「顔が見える関係」で生産状況なども確かめられ、新鮮な農林水産物を消費できる
- ・消費者ニーズに対応した生産が展開できる
- ・自給率の向上につながる
- ・消費者と生産者の交流が図られ、食育の機会として重要
- ・地域の食材を活用して地域の伝統的な食文化の継承につながる

○地域の活性化

- ・生産者と関連事業者等との連携による地場農林水産物の消費の拡大
- ・小規模な生産者に所得機会を創出

○流通コストの削減等

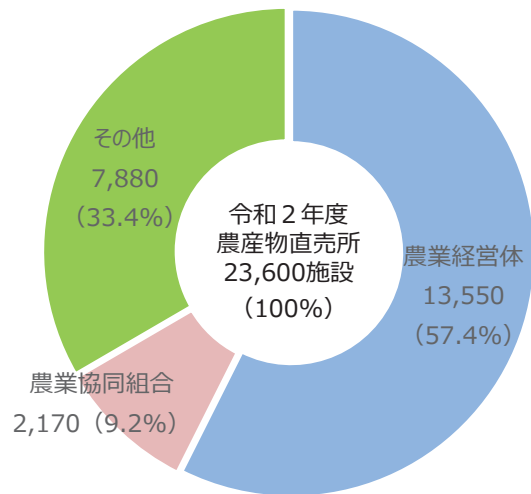
- ・流通コストが削減され、生産者の手取りの確保につながる
- ・輸送距離の短縮による環境への負荷の低減に寄与

III 農林水産省における食育の取組 — 15 地産地消の推進

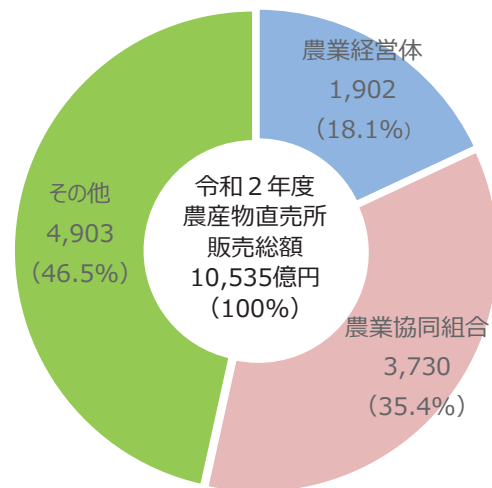
(1) 地産地消の取組の状況

- 地域の農産物を生産者が直接消費者に販売する直売所は、全国で約24,000ヶ所、年間総販売額は約1.1兆円。
- 運営主体別販売総額をみると、直売所数全体の57.4%を占める農業経営体の販売総額の割合は18.1%に対し、全体の9.2%である農業協同組合が35.4%。
- 1直売所当たりの販売金額について、農業協同組合の1億7千万円に対し、農業経営体は約1,400万円。
- 直売所は規模・運営主体を問わず、地場産率が約9割。

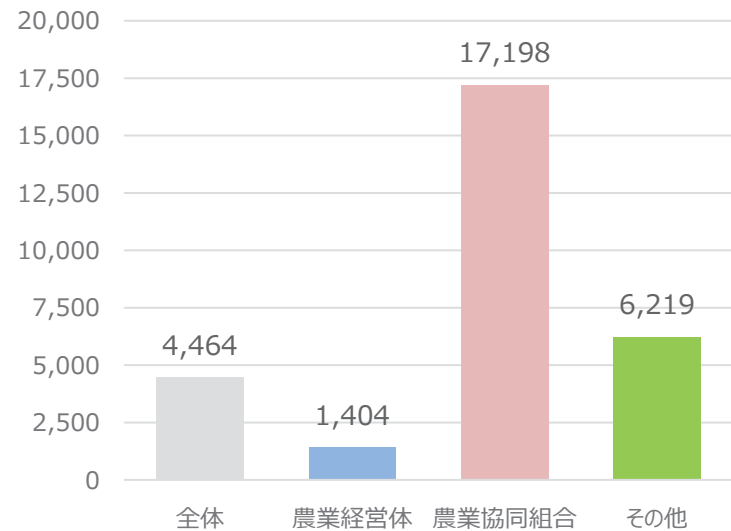
運営主体別の農産物直売所数



運営主体別販売総額



1直売所当たり年間販売金額
(令和2年度)



資料：農林水産省統計部「6次産業化総合調査」

III 農林水産省における食育の取組 — 15 地産地消の推進

(2) 学校給食での地場産物の活用について

- 学校給食法の改正（平成21年4月施行）により、学校給食において地場産農産物の活用に努めることや食育の推進などが規定。
- また、第4次食育推進基本計画（令和3年3月策定）において、地場産物等の利用割合の目標が設定。
（従来の食材数ベースの目標値では「現場の努力が反映しづらい」との食育評価専門委員会からの意見により、第4次基本計画においては、現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合（金額ベース）：90%以上（令和7年度）に目標値を変更。）
- 地場産物の利用に当たっては、食材費の上昇分を給食費に転嫁しにくい面があったり、一定の規格等を満たした量を不足なく納入することが求められるなど課題も多い。
- このため、地域ぐるみで、学校給食の現場と生産現場の双方のニーズや課題を調整しながら取り組むことが不可欠。農林水産省では、双方の現場「つなぎ役」となる「地産地消コーディネーター」の派遣や育成等の事業を実施。令和2年度までに派遣した39地区（延べ）では、天候不順を除き、地場産物の利用割合が上昇。
- なお、令和4年度の文部科学省の予算においても、学校給食における地場産物の利用を促進するため、自治体を対象にコーディネーターの配置、関係者による協議会の開催等を支援することとしており、文部科学省と連携して学校給食における地場産物の利用を推進。

■ 学校給食における地場産物・国産食材の利用状況（食材数ベース）

	24年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
地場産物	25.1%	26.4%	26.0%	26.0%	—
国産食材	76.8%	76.7%	76.0%	77.1%	—

<資料> 学校給食栄養報告（文部科学省）
 (注1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の調査は未実施
 (注2) 学校給食における使用食材の割合（金額ベース）
 令和元年度：地場産物52.7%、国産食材87.0%
 令和3年度：地場産物56.0%、国産食材89.0%
 <資料> 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（文部科学省）

■ 事例：静岡県袋井市

(1) 市の課題等

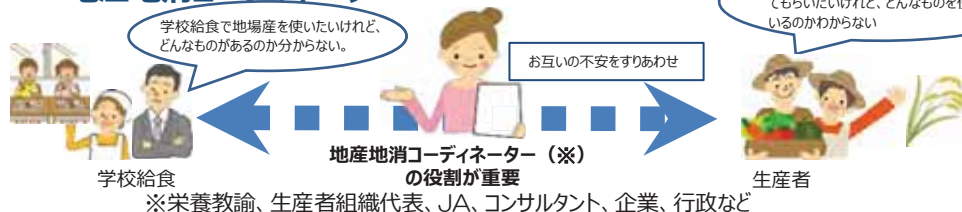
- ・給食センターは、地場産物の種類や生産量、価格を把握していない
- ・生産者は、給食で使う地場産物の規格・数量を把握していない

(2) この状況に対し、平成29年度にコーディネーターを派遣して、実験的に地域農産物を1週間学校給食に提供する取組を実施。お互いの理解が進んだことで、様々な不安を払拭。

(3) 派遣の効果

- ①地場産物の取引金額が7.7倍に！農家の所得向上にも貢献！
350万円（平成24年度）→ 2,680万円（令和元年度）
- ②地場産物使用割合（主要10品目重量ベース）が3.1倍に！
13.8%（平成24年度）→ 43.3%（令和元年度）
- ③地場産物（米以外）の通年使用が実現！
14日使用（平成17年度）→ 188日（令和元年度）
※ 年間給食日数 190日

■ 地産地消コーディネーター



●地産地消コーディネーターの派遣実績 【地域の食の絆強化推進運動事業】
 平成28年度：6地区 平成29年度：8地区 平成30年度：7地区
 令和元年度：9地区 令和2年度：9地区 令和3年度：12地区